

徳島県告示第四百五十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和二年七月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支援の種類	年 月 日
医療法人啓仁会	徳島市昭和町八丁目六六番地	児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業くれよんハウス	徳島市昭和町八丁目四八番地一四	児童発達支援	令和二年七月一日